

西村あさひ法律事務所

EU: データ関連の欧州司法裁判所判決の最新動向②(検索エンジン運営者に対する削除請求に関して GDPR17 条 3 項(a)の解釈が示された事例)

ヨーロッパ / 個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2023 年 2 月 22 日号

執筆者:

E-mail✉ [石川 智也](#)E-mail✉ [菅 悠人](#)E-mail✉ [小出 草広](#)E-mail✉ [水谷 有希](#)

GDPR17 条は、データ主体に個人データの削除請求権を認めており、同条 1 項各号に該当する事由がある場合には、データ主体は、管理者に対し、個人データの削除を請求できるのが原則であるが、表現及び情報伝達の自由との関係で個人データを処理する必要がある場合には、例外的に削除は請求できないこととされている(同条 3 項(a))。この削除請求権の規律に関して、欧州司法裁判所は、2022 年 12 月 8 日、データ主体が不正確な事実が記載されていると主張する記事へのリンクが付されているサムネイルに表示された画像が削除請求の対象となるかが問題となった事案において、2 つの解釈上の論点について判断を下した¹(以下「本判決」という)。本稿では、本判決の概要を紹介する。

1. 事案の概要・欧州司法裁判所への付託事項

事案の概要は以下のとおりである。2015 年に、投資会社を運営する原告の投資モデルを批判する記事がウェブサイト上に公表され、検索エンジン運営者は、それらの記事へのリンクを検索結果に表示するとともに、それらの記事に含まれる原告らの写真をサムネイルの形式で、画像検索の検索結果に表示した。

本判決の原告となった投資家らは、GDPR 上の管理者たる検索エンジン運営者に対して、①内容が不正確であり、中傷的な意見を含んでいるとして、検索結果から当該記事へのリンクを削除すること、及び、②画像検索の結果から当該サムネイルを削除することを求めたが、検索エンジン運営者は何れの請求も拒否した(パラ 20、21)。これに対し、本判決の原告は、検索エンジン運営者に対して①②を命じる命令を求めて、ケルン地方裁判所に提訴し、その後、原告による控訴・上告を経て、今回の付託裁判所であるドイツの連邦通常裁判所において審理がなされていた。

ドイツの連邦通常裁判所は、下記事項等を欧州司法裁判所に付託した(パラ 39、48、88)²。

- GDPR17 条 3 項(a)の解釈上、検索エンジン運営者に対するデータ主体の削除請求の対象となっているリンクが、事実の主張と評価を伴うコンテンツにつながっており、当該コンテンツの正当性がその真実性に依拠する場合、裁判所は、データ主体によるコンテンツの提供者に対する請求に係る訴えにおいて当該コンテンツの真実性について(少なくとも暫定的な)判断がなされ、かかる請求が合理的に認められることを、検索エンジン運営者に対する削除請求を認容する条件とすることができるか
- GDPR17 条 3 項(a)の解釈上、第三者が自然人の氏名と結びつけてインターネット上に掲載した当該自然人の写真を、当該自然人の氏名を入力して検索したときに、サムネイル画像として表示する検索エンジン運営者に対して削除請求が行われた場合、当該削除請求が認められるかを判断する際に、検索結果として当該写真と当該写真が掲載されているコンテンツへのリンクが表示されるものの、当該コンテンツの内容自体は表示されないという場合においても、当該コンテンツの内容が考慮されるべきか

¹ Case C-460/20 TU and RE v Google LLC ECLI:EU:C:2022:962 (Dec 8 2022)

² GDPR が施行された日には、既に被告が運営する検索エンジンによって、問題となっているサムネイルが表示されていなかったことから、原告の②の請求については、GDPR 施行前の directive95/46 の範囲内で判断することを付託裁判所に求めているが(パラ 27)、内容が大きく変わることはないため、本稿では directive95/46 に関する判断について割愛する。

2. 欧州司法裁判所による先決裁定

欧州司法裁判所は、上記付託事項を受け、下記のとおり判断を下した。

- 削除請求を行ったデータ主体が、コンテンツに含まれる情報又は少なくともコンテンツ全体との関係で軽微でない情報の一部が明らかに不正確であると立証できる十分な証拠を提出した場合には、検索エンジン運営者は、当該削除請求に応じなければならない(パラ 72)。すなわち、コンテンツ提供者に対して提訴された訴訟において、コンテンツの正確性について判断が示されることが、検索エンジン運営者に対する削除請求を認容するための条件とはなるものではない(パラ 77)。
- (検索結果からの)記事の削除請求が認められる場合、当該記事に掲載されている写真のサムネイル形式での表示を削除しなければ、当該サムネイルに含まれるリンクにより当該記事へのアクセスが可能となり、(検索結果からの)当該記事の削除請求を認めた意義が損なわれることになるため、(検索結果からの)当該記事の削除請求が認められる場合には、当該サムネイルの削除請求も認められるべきである(パラ 107)。したがって、自然人の氏名に基づいて行われた画像検索の結果からの、サムネイルの形式で表示された当該自然人の写真の削除を求める、検索エンジン運営者に対する削除請求を審査する際には、インターネットでの公開状況にかかわらず、写真の情報の価値を考慮しなければならないが、その際には、写真の表示に直接付随し、その情報価値に影響するテキストをも考慮に入れなければならない(パラ 108)。

3. 実務への示唆・コメント

1 つ目の付託事項について、検索エンジン運営者に対する削除請求が認められるために、データ主体は、コンテンツに含まれる情報又はコンテンツ全体との関係で軽微でない情報の一部が明らかに不正確であることを証明する必要はあるものの、コンテンツの提供者に対して訴訟を提起してコンテンツが不正確であるという(暫定的な判断を含む)司法判断を得る必要はないと判断されており、削除請求者に対して過度な負担を課すことがないよう配慮がなされている。もっとも、データ主体がどのようにして、コンテンツの内容が不正確であることを証明することができるかについては、本判決では具体的に明らかにされておらず、個別事案毎の判断になると考えられる。

2 つ目の付託事項に対する判断の理由において、本判決は、(i)写真が文章よりもより一層強くユーザーの注意を引き、参照元の記事へのアクセスを促す可能性があることや、(ii)検索エンジン運営者が氏名による検索により写真が表示されるようにすることはデータ主体の権利に対する更なる干渉になり得ること、(iii)検索エンジン運営者が行う個人データの処理はコンテンツ提供者が行う処理とは別個独立のものであること、(iv)本件で削除請求の対象となっていた写真が当該写真のみでは情報としての価値がほとんどないこと等を指摘した上で、参照元の記事に対する削除請求を、GDPR17 条 3 項(a)を理由に拒否することができる場合であっても、サムネイルに対する削除請求の可否については別途検討する必要があると判断している(パラ 100、102-104、106)。このことを踏まえると、今後、検索エンジン運営者が、データ主体から、検索結果からの記事へのリンクの削除と、画像検索結果からの当該記事へのリンクを含むサムネイルの削除を請求された場合、GDPR17 条 3 項(a)を理由にこれらの請求を拒否しようとする場合には、記事へのリンクを検索結果に表示する必要性とは別個に、サムネイルを画像検索結果に表示する必要性を検討すべき場合が生じ得るように思われる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 